

令和2年度

安城市認可保育所等設置・運営事業者
募集要項（桜井中学校区内）

令和3年2月

安城市

1 趣旨

低年齢児保育の需要が急増するなか、安城市はこれまで計画的に保育定員の拡大を進めてきました。しかしながら、平成29年10月に待機児童が発生したことから、定員拡大による待機児童対策は本市の喫緊の重要課題となりました。そこで、安城市では、良好な保育サービスを維持できるよう、平成30年に「安城市保育園・幼稚園運営方針」を策定（令和2年4月に「改訂版 安城市保育園等運営方針」を策定）し、この方針に基づいた、認可保育所または幼保連携型認定こども園の設置・運営を希望する社会福祉法人または学校法人（以下、「法人」という。）の募集を行います。

2 設置及び運営に係る要件

(1) 事業形態

本事業は、安城市が市有地を有償貸与し、これを借り受ける事業者が自ら児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の認可を受けた保育所または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の認可を受けた幼保連携型認定こども園の設置及び運営を実施します。

(2) 開園日

令和5年4月1日

(3) 設置場所（位置図（別紙1）参照）

所在地	安城市小川町清水道4番1、5番1、106番1 ※隣接地において、令和5年4月開園予定で児童クラブを 新設する予定
敷地面積	2,458㎡
地目	雑種地 (現況は田であるが、安城市にて造成工事平面図（別紙2）の とおり造成工事を実施する予定)

接面道路	東側一幅員 約 12.0 m の県道（両側歩道含む） 北側一幅員 約 11.0 m の市道（両側歩道含む） ※1 東側県道は、造成工事の一環で歩道を西側に約 1 m 拡幅し、約 13.0 m になる予定（造成工事平面図（別紙 2）参照） ※2 南側市道は、桜井小学校及び新設する児童クラブの敷地として一体利用する予定であり、敷地を有効利用すべく廃道する予定のため、最終的には接面道路にならない
用途地域	市街化調整区域
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火地域等	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 22 条該当区域
日影規制	あり（建築物高さ 10 m 以上：4 時間、2.5 時間）
下水道	接続可能
都市ガス	接続可能

（4）貸付料

安城市公有財産規則（昭和 43 年安城市規則第 7 号）第 11 条 1 項に定めるところによります。また、当該土地の課税標準額の変動により、貸付料が変更になる可能性があります。（安城市公有財産規則（抜粋）（別紙 3）参照）

なお、開園日又は令和 5 年 3 月 31 日のいずれか早い日までは、建設工事等開園までの準備期間として無償貸与とします。

（5）貸付期間

事業用定期借地契約に伴う公正証書契約締結日（令和 4 年度予定）から令和 35 年 3 月 31 日までとします。

また、地域での保育の需要等から双方で協議を行い、再契約等を行うことができることとします。

※事業者と安城市で作成する公正証書の作成手数料は、事業者が 2 分の 1 負担していただきます。

(6) 貸付条件

- ア 第三者に転貸してはならず、新園の建設及び運営以外の目的に使用しては
いけません。
- イ 土地の維持管理については、運営法人がその責を負い、その費用を負担し
ていただきます。
- ウ 施設の建設及び土地の維持管理に伴い、第三者に与えた損害については、
運営法人がその責を負い、その費用を負担していただきます。
- エ 土地に対する抵当権等の権利の設定はできません。また、借入にあたり建
物に抵当権を設定する場合は、予め金融機関等と協議し、市の承諾を得る必
要があります。
- オ 貸付期間が満了したときは、速やかに原状回復して返還していただきます。

(7) 工事着手時期

令和4年6月頃

※造成工事の進捗状況により時期が前後する可能性があるため、具体的な時
期については市と調整して決定します。

(8) 施設用地・建物等

- ア 建物等は事業者建設していただきます。
- イ 建設計画は、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭
和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、その他
の関係法令を遵守してください。
- ウ 愛知県「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成2
4年愛知県条例第68号）」または「幼保連携型認定こども園の設備及び運
営に関する基準を定める条例（平成26年愛知県条例第58号）」の基準を
遵守し、運営に必要な保育室等の面積や職員配置を確実に確保してください。
- エ 別紙造成工事平面図のとおり安城市にて造成工事を実施するため、造成工
事平面図（別紙2）に基づいた設計をしてください。
- オ 周辺の環境に合った外観に配慮してください。
- カ 日照権等、近隣住民に対して十分に配慮してください。
- キ 決定した法人は、工事内容について町内会、近隣住民等に対して、法人自
ら説明会を実施していただきます。

- ク 決定した法人は送迎時間帯の交通量調査を実施し、その結果を送迎計画に反映させてください。
- ケ 駐車場は、造成工事平面図（別紙２）のとおり、敷地内の西側部分に設置していただき、敷地内西側の乗入口から出入りしてください。また、駐車場が不足する場合は、必要に応じて事業者で土地を確保してください。
- コ 室内で児童が遊戯できる部屋（遊戯室）を設けてください。
- サ 低年齢児保育室には床暖房設備の設置に努めてください。
- シ 建設工事の業者選定は、複数業者による入札を行う等、安城市の契約手続に準じて行ってください。
- ス 雑排水については、法人から各管理者へ申請手続きをしてください。
- セ 建設にあたっての諸経費及び建設後の法人の運営等のために係る諸経費は全て法人負担とします。
- ソ 建物の建設工事期間中、隣地及び周辺道路において児童クラブ建設工事等を行う予定であり、工程調整をしていただく可能性がありますので、予めご了承ください。

（９）実施事業

市・県の認可保育所または幼保連携型認定こども園の設置運営基準等を遵守するほか、次の内容に従い実施していただきます。

実施事業	条 件
特定教育・保育	① 定員 130人以上（うち3歳未満児55人以上） （想定定員：0歳児15人、1～2歳児各20人、3歳以上児各25人） ※なお、3歳児は2クラス開設を想定
	②受入年齢 生後6週間から
	③開園時間 平日・土曜日 7：15～20：00 ※上記以外の時間帯については任意
	④開園日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く日
	⑤給食 原則、自園調理

て 支 援 事 業 等	地 域 ・ 子 ど も 子 育	延長 保 育	開園時間内で延長保育を実施してください。 ※延長保育時間はコースにより異なるため、令和2年度コース・延長保育のご案内（別紙4）参照
		※その他の保育（例：一時預かり、休日）については任意	

3 補助金

新園建設費用及び運営に係る補助金については、次の要綱等に基づき交付します。

(1) 安城市民間保育所等補助金交付要綱

(2) 安城市民間保育所等施設整備事業補助金交付要綱

※国が定める保育所等整備交付金交付要綱第6条に規定する事業、認定こども園施設整備費補助金交付要綱第2条に規定する事業、愛知県子育て支援対策基金事業費補助金交付要綱第2条に規定する事業に該当し、同要綱に基づく補助金の交付決定を受けた場合に補助対象になります。なお、事業着手は、国の内示決定後になります。

(3) 安城市民間保育所等運営費（整備費）補助金交付要領

4 応募資格

(1) 現に愛知県内に認可保育所、幼稚園、幼保連携型または保育所型認定こども園（以下、「認定こども園」とする。）を運営（指定管理も含む）している社会福祉法人または学校法人であること。

(2) 次に該当する法人は、応募することができません。

ア 国税、地方税を滞納している法人

イ 役員等に、次のいずれかに該当する者がいる法人

(ア) 破産者

(イ) 懲役または禁固の刑に処されその執行が終わらない者

(ウ) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留され、または起訴された者で、判決が確定にいたるまでの者

ウ 安城市暴力団排除条例（平成24年安城市条例第17号）に基づく排除対象法人

なお、決定後に、排除対象法人であることが判明し、愛知県安城警察署より排除要請があった場合は、原則として決定を取り消します。

(3) その他の事項

- ア 本市の保育理念をよく理解し、積極的に協力をお願いします。
- イ 施設長には、児童福祉施設等に幹部職員としての勤務実績を有している者、またはこれと同等の経験を有している者を配置してください。
- ウ 新園の建設及び安定的な運営に必要な能力、資力等を尽くしてください。

5 選考スケジュール及び選考方法

選考については、安城市保育所等設置運営者選考委員会（以下、選考委員会）が行います。提出書類は、「提出書類一覧（別紙5）」をご覧ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の関係で、スケジュールや選考方法等を変更する可能性がありますので、予めご了承ください。

<選考スケジュール>

(1) 募集要項配布	
令和3年2月22日(月)～5月14日(金)	募集要項配布
(2) 質問受付	
令和3年2月22日(月)～5月7日(金)	質問受付
(3) 参加申込	
令和3年5月17日(月)～5月21日(金)	参加申込書・1次選考書類提出
(4) 1次選考 ※参加申込数によっては現地視察を省略します	
令和3年5月下旬～6月上旬	書類審査
令和3年6月中旬～6月下旬	現地視察
令和3年7月上旬	1次選考結果通知
(5) 2次選考	
令和3年7月上旬～7月中旬	2次選考書類提出
令和3年7月下旬～8月上旬	現地視察
令和3年8月中旬	書類審査
令和3年8月下旬	プレゼンテーション
令和3年8月下旬	2次選考結果通知・公表

(1) 募集要項配布

- ア 配布期間 令和3年2月22日(月)～5月14日(金)
- イ 配布・掲載場所 安城市役所本庁舎1階保育課保育経営係
安城市公式ウェブサイト

(2) 質問受付

募集要項に関するすべての質問を受け付けます。

- ア 受付期間
令和3年2月22日(月)～5月7日(金)
- イ 質問方法
(ア) 提出書類 提出書類一覧(別紙5) No.1 質問書(様式1)
(イ) 保育課保育経営係へ提出してください(FAX、電子メール可)。提出の際は、確認のため必ず同係へ電話にてご連絡ください(午前8時30分～午後5時15分。閉庁日を除く)。
- ウ 質問の回答
質問に対する回答は、その都度安城市公式ウェブサイトに掲載します。

(3) 参加申込・1次選考書類提出

- ア 提出書類 提出書類一覧(別紙5) No.2～8
- イ 提出期間
令和3年5月17日(月)～5月21日(金)
午前8時30分～午後5時15分(閉庁日を除く)
- ウ 提出方法
直接、保育課保育経営係へ持参してください(郵送では受け付けません)。来庁する際は、事前に電話予約をお願いします。
- エ 提出部数 提出書類一覧(別紙5) 参照
- オ その他
書類不備の場合は1次選考で減点の対象にします。提出期間外の書類の変更・差し替え等はできませんので、期日に余裕をもって提出してください。

(4) 1次選考

参加申込をした法人を対象に、書類審査、既存運営施設の現地視察による選考を行い、1次選考を通過する法人を決定します。

ア 書類審査

提出書類一覧（別紙5）のとおり提出された書類をもとに選考委員会にて審査を行います。

イ 現地視察

法人の運営する既存の保育所または認定こども園1か所を対象に行います。

なお、参加申込数によっては省略する場合があります。

(ア) 日時 令和3年6月中旬～6月下旬

※事前に調整させていただきます。

(イ) 視察施設

提出書類一覧（別紙5）No.5「事業概要書」1（9）事業実績に記入の認可保育所または認定こども園のうち、本市が選択した施設で実施します。

ウ 1次選考結果通知 令和3年7月上旬

選考委員会にて、1次選考を通過する法人を決定後、参加申し込みをしたすべての法人に通知します。

(5) 2次選考書類提出

ア 提出書類 提出書類一覧（別紙5）No.9～14

イ 提出期間

令和3年7月上旬～7月中旬

午前8時30分～午後5時15分（閉庁日を除く）

ウ 提出方法

直接、保育課保育経営係へ持参してください（郵送では受け付けません）。来庁する際は、事前に電話予約をお願いします。

エ 提出部数 提出書類一覧（別紙5）参照

オ その他

書類不備の場合は2次選考で減点の対象にします。提出期間外の書類の変更・差し替え等はできませんので、期日に余裕をもって提出してください。

(6) 2次選考

1次選考を通過した法人を対象に、書類審査、既存運営施設の現地視察及びプレゼンテーションによる選考を行います。

ア 書類審査

提出書類一覧（別紙5）のとおり提出された書類をもとに選考委員会にて審査を行います。

イ 現地視察

法人の運営する既存の保育所または認定こども園1か所を対象に行います。

(ア) 日時 令和3年7月下旬～8月上旬

※事前に調整させていただきます。

(イ) 視察施設

提出書類一覧（別紙5）No.12「事業概要書」1（9）事業実績に記入の認可保育所または認定こども園のうち、本市が選択した施設で実施します。

ウ プレゼンテーション

(ア) 日時 令和3年8月下旬

※別途、対象者に時間、実施方法などを通知します。

(イ) 場所 安城市役所または市内公共施設で行います。

(ウ) 実施方法 各法人 発表20分、質疑応答20分

(エ) 出席者・発表者（3人以内）

法人の代表者、理事もしくは職員（以下「法人関係者」という。）または施設長就任予定者に限ります。出席する施設長就任予定者が法人関係者でない場合は、他に必ず法人関係者1名の出席をお願いします。

(オ) 内容

安城市において実施する保育の内容、特徴のある取組み、施設整備の内容を中心にプレゼンテーションを行ってください。

(カ) その他

当日は、パソコン、プロジェクター、スクリーンを市で準備しますので、プレゼンテーション用データを準備してください。

エ 2次選考結果通知・公表 令和3年8月下旬

選考委員会にて選考した結果を、2次選考に参加した法人に通知します。決定した法人は安城市公式ウェブサイトに掲載し公表をします。

なお、選考の結果、不採択となったことによる法人の不利益については、本市は一切その責を負わないものとします。

6 その他留意事項

- (1) 参加申込書（様式2）提出後に応募を辞退する際には、参加申込辞退届（様式10）を提出してください。
- (2) 最終選考により決定した法人は、原則として辞退できません。ただし、法人の解散など、本市がやむを得ないものと認めた場合は、この限りではありません。決定した法人が辞退となった場合は次点の法人を選定法人とします。
- (3) 応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とします。
- (4) 本要項に基づいて、提出された書類に記載された内容で、評価に影響を与えるものは、原則として10年間は遵守して運営を行ってください。
- (5) 選考の結果、決定法人なしとする場合があります。
- (6) 応募がなかった場合または決定法人なしとした場合は、再度募集を行う予定です。

安城市子育て健康部保育課保育経営係

〒446-8501 安城市桜町18番23号

電 話 0566-71-2273（直通）

F A X 0566-76-2228（直通）

メール hoiku@city.anjo.lg.jp